

令和元年9月4日

於・総務省8階 第1特別会議室

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会
グローバル課題検討WG（第3回）・
プラットフォームサービスに関する研究会（第12回）
合同会合

開会 午後 2時58分

閉会 午後 4時25分

○相田主査　それでは、ただいまから電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会、グローバル課題検討ワーキンググループの第3回会合と、プラットフォームサービスに関する研究会の第12回合同会合を開催させていただきます。本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、グローバル課題に関するヒアリングといたしまして、関係事業者2者によるヒアリングを行い、その後、意見交換を実施することを予定いたしております。まずは、事務局からヒアリングの進め方についてご説明いただき、その後、関係事業者より事務局の論点等に対するお考えをご説明いただきます。その後、質疑及び意見交換をまとめて行いたいと思いますので、構成員の皆様におかれましては活発な議論をよろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○大内事業政策課調査官　それでは、お手元の資料1「グローバル課題に関するヒアリングの進め方」に基づきまして、簡潔にご説明を差し上げたいと思います。

2ページにお進みください。現在の電気通信事業を取り巻くレイヤー構造でございますけれども、中ほどにございますが、プラットフォームにつきましては、レイヤーを超えた一体的なサービス提供を行うなど、各レイヤーへの影響力が拡大しておりまして、今後もIoT化の進展等に伴い、その社会的役割が拡大すると考えられているところでございます。

こういった現状を踏まえた今後の検討の方向性につきまして、3ページにお進みください。プラットフォームサービスに関する研究会におきまして、本年3月、中間報告書が取りまとめられておりまして、この図にございますとおり、今後の政策対応の基本的方向性について取りまとめられているところでございます。

本日のヒアリングに特に関係する方向性といたしましては、右下でございますけれども、海外のプラットフォームサービス事業者等を念頭に置いてございますが、基本的方向性の①といたしまして、電気通信事業法の通信の秘密の法規定が適用されるよう、法整備を視野に入れて検討することが必要との提言がなされているところでございます。

また、これに伴いまして、左上、基本的方向性③にございますとおり、法執行の確実な担保を検討の力点に置き、共同規制的なアプローチを機能させるための方策を検討する必要があるとされており、また、右上でございますけれども、④といたしまして、国際的な調和を図る必要があるとの提言もあわせてなされているところでございます。

4 ページにお進みください。規制の現状でございます。現在の電気通信事業法におきましては、国内に電気通信回線設備を設置し、他人の通信を媒介する者として電気通信事業者が定義されてございます。基本的には、この電気通信事業者の上に乗っかってサービスを提供する者、または国外に設備を置き、国内において設備を管理している、そういった場合においては、基本的には電気通信事業法の規律が及んでいないところでございますけれども、右上にございます、海外プラットフォーム事業者がこういったところを主なサービス領域といたしまして、また、我が国の利用者に対してサービスを提供しております。

こういった状況を踏まえて、下でございますけれども、電気通信事業法の適用関係が明確ではなく、利用者利益の確保が現在、自主的取り組みによっているところでございますので、利用者利益の確保、また安全・信頼性の確保等の観点から、必要に応じ法整備も視野に、電気通信事業法の一部規定の適用について検討することが適当とされているところでございます。

5 ページにお進みください。以下、関連が深いと考えられる電気通信事業法の規律についてご紹介してございます。このページは、通信の秘密の保護に関する規律についてのスライドでございます。枠にございますけれども、電気通信事業法では、憲法21条第2項の規定を受けて、電気通信事業者の取り扱い中に係る通信の秘密の保護が規定されてございます。この通信の秘密につきましては、厳格な保護が定められておりまして、罰則による担保も存在しているところでございます。

続きまして、6 ページにお進みください。事故防止に関する規律でございます。上の見出しにございますが、左から行きますと、電気通信事業者につきましては、技術基準を設けて、これに適合を維持することを義務づけ、また、その運用について管理規程を設け、それを守らせるための統括管理者、また主任技術者等を置き、また万が一事故が起きた場合には、主管省庁である総務省に報告することを義務づけるなど、こういった一連の規律を通じまして、安全・信頼性を確保することとしてございます。

一番右の電気通信事故の報告について赤枠で囲ってございますのは、この点につきましては、電気通信回線を設置する事業者のみならず、電気通信事業者一般に対して利用者保護を確保する観点からの規律がかかっているという点で、ほかの規律と異なるという点を強調するために記したものでございます。

続きまして、7 ページにお進みください。電気通信事業法における消費者保護ルールについてのスライドでございます。上の四角にございますけれども、サービスが多様化、複

雑化し、情報の非対称性が拡大したこと等に鑑みまして、平成15年に導入されたルールでございます。当時は提供条件の説明義務、また苦情等の処理義務等が定められてございましたけれども、その後、料金の低廉化、多様化により利用者が恩恵を受ける一方で、当時の想定以上に提供条件等が複雑化し、そのルールでは十分に対応できない状況が生じたことを踏まえまして、平成27年に、この図にございますとおり、消費者保護ルールが大幅に強化されたところでございます。

また、一番下、※2にございます、こういった規制のほか、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保するための販売代理店の届出制度の導入等のさらなる強化も図られたところでございます。

最後のページ、8ページにお進みください。こういった問題背景、または現行の規律を踏まえた検討課題でございますけれども、3つのポツに分けて書いてございます。まず1つ目でございますが、適用を検討すべき電気通信事業法の規律といたしまして、国外事業者が提供するサービスにおける利用者情報の取り扱い、障害の発生等、我が国利用者への影響を踏まえながら、国外事業者に対して適用を検討すべき規律についてどのように考えるか。

2つ目のポツでございますけれども、規律の適用対象といたしまして、例えば不当な差別的取り扱いの禁止等につきましては、全ての電気通信事業者にかかってございます。また、電気通信回線設備を設置せず、電気通信設備を他人の通信の用に供する事業者等にも適用されているところでございます。

こういった現行の電気通信事業法における国内の規律対象との整合性に留意しつつ、国外の事業者について規律を適用する場合の対象とすべき範囲をどのように考えるかという点でございます。

最後に、規律の実効性の確保についてでございます。国外事業者の所在国との関係、また、国外事業者がグローバルな展開を行っている、こういったことへの影響に留意しつつ、規律の実効性をどのように確保すべきか。電気通信事業法の規律の趣旨を維持しつつも、規律の実効性を確保する観点、また、国内外事業者におけるグローバルな展開における負担を軽減するという観点から、当局間の対話の促進と国際的な調和を図る必要性についてもどのように考えるか、こういった点についてもあわせてご議論いただければと考えてございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○相田主査　　ありがとうございました。内容に関する意見交換につきましては、ヒアリン

グが終わってからと思っておりますけれども、ただいまのご説明に関して何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、関係事業者の方々から、ただいま事務局よりお示しいただきました論点に関するお考え等をご説明いただければと思います。本日のご発表につきましては、各社10分程度ということでお願いしたいと思っております。

それでは、まずヤフー株式会社、お願いいたします。

○ヤフー（畠） ヤフージャパンの畠でございます。昨年の11月、包括的検証の特別委員会のヒアリングにおいて説明させていただきましたけれども、その間、ここまで具体的に議論を進めていただいて、まことにありがとうございます。ヤフーは、ヤフーメールというサービスを提供しておりまして、電気通信事業法の適用を受け、総務省に届出をしておりますけれども、その事業者の立場から国外事業者に対して適用すべきと考えている規定について説明いたします。

まず、こちらは前提ですけれども、我々は一国二制度問題というものが日本国内で発生していると考えております。インターネットサービスにおいては、容易に国境を超えてサービスの提供が行われますけれども、どこからサービスが提供されるかにより適用される法律が異なるということで、いわゆる一国二制度の問題が発生していると考えております。

次のページをお願いします。その一国二制度がもたらす影響としまして、消費者にとってというものと、事業者にとってというものの2つの側面があると考えております。まず、消費者にとって、国外事業者は日本の消費者保護ルールの適用を受けないということで、消費者は保護を受けられない。また、国外事業者の提供するサービスに何らかの事故が発生しても、行政に報告がされず、そのため何か問題が発生しても、行政が守ってくれないという状況になっていると考えております。

事業者にとっても、適用されるルールが異なるため、異なるルールで競争せざるを得ないことになって、大きなハンデを負う可能性があると考えております。ですので、消費者にとっても、事業者にとっても負の影響が大きいのではないかと考えております。

次のページをお願いします。それをメールのサービスに置きかえた場合ですけれども、今現在は電気通信事業法が国外事業者に対して適用されませんので、例えば通信の秘密といった基本的な保護も日本の消費者は受けていないということになります。また、通信が止まったり、漏えいしてしまった場合にも総務省に報告がなされておらず、その結果、

総務省も日本の国民を守ることができないという状況になっております。

また、実態としまして、企業としましては国外事業者が海外で行っているようなメールサービスに関する付加価値の高いサービスの提供は困難ということになっておりまして、競争上の観点からも問題があるのではないかと考えております。

次のページをお願いします。海外事業者に適用すべきルールですけれども、原則としては、国内事業者に適用される全てのルールを適用すべきだと思っております。もし適用されないものがあるならば、その適用されない合理的な根拠が示されるべきだと考えております。それを踏まえて、少なくともここに列挙したようなルールは適用すべきだと考えておりまして、以下、個別に説明させていただきます。

次のページをお願いします。まずはじめに秘密の保護（4条）ですけれども、電気通信事業者の取扱いにかかる通信の秘密は侵してはならない。こちらは電気通信が必要不可欠なコミュニケーションの手段であることから、憲法21条2項を受けて、表現の自由の保障を実効あらしめ、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障するものということになっております。電気通信事業法の中でも最も基本的なルールですので、これが国外の事業者に対して適用されないということについて、合理的な根拠を示すことはできないのではないかと考えておりますので、これは必ず国外事業者に対しても適用すべきルールだろうと考えております。

次のページをお願いします。また、6条に利用の公平という規定がありまして、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならないというものです。これも、憲法14条1項の規定を受けて定められているもので、電気通信事業法の中でも基本的な規定であると考えておりますので、同様に国外事業者に対しても適用すべきものと考えております。

次のページをお願いします。16条の電気通信事業の届出という規定です。電気通信事業を行う者は、一定の情報を記載して総務大臣に届出なければならないということになっております。何らかの問題が発生した場合に、業務改善命令等を行うということになりますけれども、それを行うために必要最小限の情報を行政としても取得しておくことが必要だろうということで定められているものと理解しております。もし、この届出を行わなければ、業務改善命令を講じることも困難になるのではないかと考えられますので、必要最小限の情報を取得しておく必要があるのではないかと考えております。

その際ですけれども、確実に執行を行うことができるようにするためにも、日本に代理

権を有する代理人設置の義務づけなどの措置を講ずる必要があるのではないかと考えております。

次、お願いします。次が26条の4、電気通信業務の休止及び廃止の周知というものです。電気通信サービスが何の前触れもなく突然打ち切られた場合には、利用者が不測の不利益をこうむるおそれがあるということで、あらかじめ利用者に周知させるという規定になっております。国外事業者のメールサービスを利用する日本の消費者も同様に、こういった不測の不利益をこうむることを防ぐ必要があると思いますので、休止等についてはあらかじめ周知すべきだろうと考えております。

次、お願いします。28条の業務の停止等の報告ということで、電気通信業務の一部が停止した場合や、通信の秘密の漏えい等があった場合に総務省に報告しなければいけないという規定です。まず、何が発生しているのかということ、行政としては把握しておくべきだと考えておりますし、その後、こういった指導等を行うべきかといった情報としても必要になりますので、この28条についても、国外事業者に対して適用される必要があるのではないかと考えております。

次、お願いします。29条の業務の改善命令というものです。例えば通信の秘密の確保に支障があるときですとか、不当な差別的な取り扱いを行っていることが確認された場合に、総務大臣が改善等を命ずることができるとするルールですけれども、仮に違反があったとしても、行政として何もできないとすると、著しく実効性を欠いてしまうため、国外事業者に対しても改善命令等を行うことができるといったルールにしておく必要があると考えております。

次、お願いします。最後に、それらのルールを設けたとしても、結局何らのサンクションもないとすれば実効性は確保できませんので、罰則についても国外事業者に対して適用すべきだと考えております。以上です。ありがとうございます。

○相田主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのヤフー株式会社様のご説明に関して、この場で何か確認しておきたいことはございますでしょうか。

それでは、続きまして、LINE株式会社からご説明をお願いいたします。

○LINE（兼保） LINEの兼保と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、このような場にお呼びいただきまして、まことにありがとうございます。弊社としても、後ほども申しますけれども、日本にLINE株式会社という本社があって、諸外国に対してサービスを配信して、いろいろな国ごとの法律の問題等々に頭を悩ませ

ているところがございますので、日本の電気通信事業法を諸外国の会社に当てはめていくというところで、何か参考になる情報はないかということで、会社の中をいろいろ集めてまいりました。

国内でLINE、皆様、お使いになられていますでしょうか。スマートフォンでやりとりするチャットアプリです。国内のユーザーが、大変ありがたいことに、月間アクティブユーザーというんですけれども、月に1回でも起動したことがあるユーザーのことを言いますが、これが8,100万人に達しているということで、非常に多くのお客様に使っていただいているサービスかなと、弊社としては思っております。

冒頭申し上げましたけれども、弊社、新宿に会社がございますけれども、日本に法人を持っておりますので、これは従来の法律と照らし合わせても、やっぱり電気通信事業届が必要だろうということで、電気通信事業者として届出させていただいて、かつ、このようなサービスですので、メッセージの内容については通信の秘密に該当すると考えておまして、これを保護しております。

それから、また後ほどご説明いたしますけれども、重大事故等々、あつてはならないながらも発生してしまった場合には、報告義務などを定めている電気通信事業法にのっとり報告をさせていただいているということでございます。

めくっていただきまして、これを1回スキップしまして、次のページ。ここがございます資料は、海外展開というスライドなんですけれども、ここは日本もございますけれども、日本以外の世界にどういうところにオフィスがあるかということを示してございます。ここで言いたかったのは、オフィスの場所というよりは、私どもは主要4カ国と呼んでおります日本と台湾、タイ、インドネシア、ここにユーザーが大変多くございます。このマンスリー・アクティブ・ユーザー、月間アクティブユーザー、これが1億6,400万を超えるということで、世界中でも多く使っていただいているという状況でございます。

1ページ戻っていただいて、スマートポータルの実現。ここで何を言いたかったかといいますと、冒頭申し上げましたけれども、LINEというアプリ自身はメッセージャーなんですけれども、最近新しいサービスをいろいろ始めておまして、LINEを使っているお客様に、付加価値サービスとして、例えばLINE Payなんていうペイメントのサービスを新しく始めてみたり、あるいは、昔から弊社としてはやっているんですけれども、ゲームの事業、ツムツムなんていうものが有名だったり、あるいは、LINEを読んでいる消費者の方に漫画のサービスを提供したりと。

いろいろなサービスをこれにひもづけて提供しているわけです。これが、今ここのスライドにあるのは、どちらかというと国内、日本の中でやっているサービスを列挙してございますけれども、これがグローバルに五月雨式にやっているということでございます。

じゃ、日本でやっているサービスを全部グローバルでやっているかということ、そうではなくて、日本でやっているけれども、よその国ではやっていないサービスもございますし、逆に言うと、タイだけでやっていて日本ではやっていないみたいな、そういうサービスもございます。これは、法律の関係で、日本では適法だけれども、向こうでは適法ではないとか、そもそもニーズがないみたいなものもございますし、向こうでは適法だけれども、日本ではちょっとな、みたいなものは日本ではやっていないということもございます。

そういったことで、いろいろなサービスをこの上でやっています。しかし、LINEというアプリ、チャット、ここの部分に関して言うと、どこの国でやっても、電気通信事業法の通信の秘密に関しては、これを守ると弊社では考えておりまして、世界中のどこでも、個人間のチャット、これについては中身を見ないというポリシーで事業をやっております。

めくっていただきまして、通信の秘密への取り組みというスライドがございます。今、いろいろなサービスを申し上げましたけれども、これを始めるときの弊社の特徴といたしますか、ちょっとコマーシャルじみたことなんですけれども、大体インターネットの事業者というのは、こういうサービス、おもしろいんじゃないかというのをマーケティングしてきたり、企画してつくっていくわけなんですけれども、この企画段階、かなり初期の段階に、私ども、データというものが非常に大切ですので、データのライフサイクルみたいなものを企画の中に必ず入れ込むようにしております。

これは、通信の秘密に限らず、プライバシーであったり、個人情報保護法みたいなものも全部あわせて見ていくことによって、かなり抜け・漏れがなく、いろいろなサービスに対してポリシーを適用できているのではないかと考えてございます。

また、めくっていただきまして、利用者の同意の部分です。話は飛ぶんですけれども、世界中で通信の秘密を弊社のチャットアプリに関しては適用させてはいるんですけれども、やはりここは難しいところで、通信の秘密で中身を全く見ないということだけをしてしまうと、サービスとして立ち行かないところがあるので、送信されたデータの形式など一部のデータに関しては見させてくださいということをユーザーにお願いしてございます。

これは、通信の秘密を一部侵すわけですから、ユーザーの同意を取得して、そこを見させていただくということをやっております。この画面、皆さんのお手元にある資料がその同意の場面ですけれども、このような形で、ユーザーにわかりやすいように努めてつくってございますけれども、こういう画面で同意をとっているということです。

また、こうやって集めた情報なんですけれども、もちろん、先ほどから申し上げているように、通信の秘密として国内で大切に保管しているわけではございますけれども、1つの例外として、捜査協力みたいなものがございます。これに関しては、原則として裁判所の令状を根拠としたときに限り、捜査協力をするということをしてございます。これも、何件ぐらい開示しましたというものは、「TRANSPARENCY REPORT」というものをつくって外部公開をさせていただいているという状態でございます。

もう1枚めくっていただきまして、重大事故の報告です。こちらですけれども、先ほども申し上げましたけれども、あつてはならないことではございますけれども、実は過去に何回か発生してしまっております。その際は、本来、事業者としては、消費者に対して自分たちの力でこれを周知して、おわびをしなければならないところではございますけれども、総務省様が重大事故の情報を集めて、国民に知らしめていただけるということで、弊社としてもこれに対して積極的に報告をするということで、いつもやらせていただいております。

ざっと資料についてはこのような形です。海外の事業者はどう当てはめていくかというところは、先ほどヤフー様からもご説明がありました。同じような考えのところ、それから、立場が違うので、ちょっと違うなというところもございますけれども、大きくは同じような形かなと思います。1つ、もう少し突っ込んで言うならば、先ほど同意画面のところを少しご説明しましたけれども、皆さん、これに対してわかり易いな、わかりづらいなという感想が特に素直にあるかなと思います。

やはり、一般の消費者からして、かなり言葉を厳選して、私ども、コミュニケーションしているつもりでありますけれども、やっぱりそれでも、文字は多いなという消費者感覚はあるのかなと思っております。これは、より一層、弊社のほうで努力すべきところはあるということは十分承知してございます。そもそも通信の秘密に全データが守られていて、弊社がそこにアクセスできないと考えるならば、何かアクセスしたいときは全部同意をとらなければいけないということになってしまうかと思うんです。ですので、この分量が必要だと、弊社としては理解しているところなんです。

一方で、例えば改善するのであればというよりは、皆様のお力をもしおかりできるのであれば、ここまでのデータだったら見てもいいよみたいなものが線引きされてあれば、実際ユーザーに理解させる分量が減りますので、その分、もっとわかりやすくなって、同意文書が短くなるのではないかという感覚もございます。

より突っ込んだことを申しますと、いわゆる正当業務行為みたいなもので処理できるようなものがあれば、ぜひそこをお考えいただけると、非常に事業者としては助かるなどという感覚を持ってございます。おそらく海外の事業者に当てはめていくというときにも、このような感想を抱くのではないかなと思ひまして、弊社としてはグローバルにやっている経験から、このようなことを申しました。

以上です。

○相田主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明、それから2名様からのご説明に関しまして、質問、ご意見ございましたら、ぜひお願いいたしたいと思ひます。

○宮内構成員(P F 研) ご説明、どうもありがとうございました。宮内でございます。1点、コメントと、1点、質問がございます。まず、コメントのほうですけれども、これはヤフーさんの8ページに載っている国外事業者の代理人の話、これを置いて執行を確認すべきだと、全くもって賛成です。その上でコメントいたします。

本日は、主に電気通信事業法についてご説明があったところですが、この代理人を置くということは、いわゆるプロバイダ責任制限法、これによる情報の削除ですとか、発信した情報開示についても極めて重要であります。特に皆さん、ご存じのように海外の事業者に対して訴訟を起こそうと思うと、非常に複雑な手続が必要な上に、送達にすごい時間がかかったりということが当然起こってくるわけです。

国内で訴訟をすると、相当タイムスケジュールなんかも変わってくるということがあります。そうしますと、発信者情報開示を海外の事業者に対してやりますと、それをやっている間に、例えばどこかのログが消えてしまうか、いろいろなことが起こりやすくて、この迅速化というのは非常に重要な問題になっております。

そういう意味で執行を確実にするという一環としまして、プロ責法のそういった訴訟の対象になるような国内代理人というのを置くということが、極めて重要な課題だと考えております。これはコメントでございます。

それから、LINEさんに教えていただきたいことがあるんですけども、以前、L I

NEさんから聞いたときに、エンド・トゥー・エンドでメッセージなんかを暗号化しているという話を聞いたような気がしまして、それと、ここで言っている、中に入っている絵文字とか、エフェクトの両方をとるというのはどういう関係になっているか、ここをご説明いただきたいんですけれども。お願いします。

○LINE（兼保） ご質問ありがとうございます。メッセージの部分のテクニカルな部分ですけれども、おっしゃるように、今大変多くのお客様にエンド・トゥー・エンドで暗号化をしていただいております。

一方で、エンド・トゥー・エンドの暗号化とは別の話で、弊社のほうでは、例えばあるユーザーがどれぐらいのメッセージを送っているのかとか、そういったことは、通信の秘密に守られているという解釈でおります。

これはサービスの使われ方を把握する上でもかなり苦しいなと思ひまして、今回、こういう同意をとって、ここまでの範囲については見させてくださいということ、ここで申し上げている状態です。

ただ、だから、いろいろ列挙してみて、ききそうな部分を見させてくださいということ、ここで同意をとったという経緯でございます。

○宮内構成員（PF研） どうもありがとうございます。一応確認ですけれども、これに同意したからといって、例えばスタンプ、絵文字など何を使っているかがわかるように、それが直ちに暗号化をやめるということとリンクしているわけではないですよ。

○LINE（兼保） 暗号化の適用状況とこの同意はリンクしていません。

○宮内構成員（PF研） わかりました。暗号化している場合には、ここに同意しても、実際にはLINEさえ見られないかもしれない、そういう状況になっていると思っよるしいですか。

○LINE（兼保） はい、暗号化が適用されていればLINEが見ることはできません。

○宮内構成員（PF研） どうもありがとうございました。よくわかりました。

○相田主査 それでは、ほかに。石井先生。

○石井構成員（グローバルGW） 中央大学の石井です。ヤフーさんにお伺いしたいことが1点あります。事務局のつくってくださった資料1の8ページの2件目の規律の適用対象のところ、電気通信事業法の中で、電気通信事業者に対して適用されるものと、電気通信事業者に加えて電気通信回線設備を設置せずに、電気通信設備を他人の通信の用に供する事業者に適用されるものと、そういう整理がなされています。

イコールフィッティングを考えたときに、ヤフーさんが表現されている国外事業者に適
用する義務の切り分けといたしますか、規律の適用のあり方についての事業者の範囲につ
いて、お考えをお聞かせいただければと思います。

○ヤフー（畠） 基本的には弊社のヤフーメールを念頭に置いておりまして、類似のサー
ビスを提供している国外事業者ということで、届出の対象に該当するようなものを想定
しております。

○相田主査 よろしいでしょうか。

○石井構成員（グローバルGW） はい。

○相田主査 ほかにいかがでございましょうか。大谷さん。

○大谷構成員（PF研） ありがとうございます。ご質問させていただきたいと思います。

1つは、LINEさんですけれども、海外展開のところ、主要4カ国以外にも、海外
のオフィス拠点として10拠点あるということなんです、日本の電気通信事業法類似
の法制度によって、何らかの、例えば利用者保護に関するルールが適用されているとい
うようなもので、現在、検討中のテーマに関するような規制などの例がありましたら、
教えていただきたいというのが1点目です。

それから、今度はヤフーさんにも教えていただきたいんですけれども、国外の事業者
にも課すべき事項ということで、かなりお気持ち、よくわかるなというか、ヤフーメ
ールを想定するとよくわかるなということではあるんですけれども、結構なかなか難しそ
うなことも書いていただいています。

例えば11ページ、12ページ、罰則ですとか改善命令といった、いわゆる国の執行
管轄権の兼ね合いで一定の壁がつくられているものについても、制度としての実効性担
保のためにあることが望ましいのではないかと提案をいただいています。確かに競
争法の領域などですと、執行管轄権をちょっと突き抜けるようないろいろな理論とい
うのが出されていて、アメリカの裁判例には目立つところなんですけれども、実際にこ
ういう制度を設けることができるかということそのものが、非常に難しいところだと思
います。

そういう制度をつくっていく上で、これが欠かせない制度なのか、あるいはこの制度
を導入する上で、罰則とか、国際的な制度に整合するように導入するための何かお知恵
のようなものがありませんでしたら、教えていただきたいということでございます。

以上2点です。よろしく願いいたします。

○相田主査 では、まずLINEさんからお願いできますでしょうか。

○LINE（兼保） LINEです。ご質問の内容として、規制の関係で立ち上げているオフィス等があるかというふうに理解をしました。今ここにある10拠点に関していきますと、これが現地政府との窓口という意味もございまして、単純に開発拠点というか、技術者がそこにいっぱいいます、みたいなところも含まれていたり、マーケティングを中心にしているメンバーがいるというような拠点もここには含まれています。

どの拠点に関しても、現地の政府との交渉というか、窓口みたいなものはもちろんございます。これは、いいか悪いかはわかりませんが、マーケットがとれていない国では声をかけてもらえないというか、そもそもあまり問題視されないこともあります。先ほどの4カ国に関しては、比較的密に現地の政府とやりとりをさせていただいていますけれども、それ以外のところはそれほどかなと、個人的には感じます。

これ以外でいきますと、GDPRの関係でヨーロッパに代理人みたいなものを置いたりとかいうことはございます。

○相田主査 よろしいでしょうか。

○大谷構成員（PF研） ありがとうございます。お伺いしたかったのは、現地政府とのロビーイングとか交渉とかだけにとどまらず、現地の法制度に基づいて、例えば届出などを求められるというような、そんな規制が存在しているのかどうかといったことについて教えていただきたいという趣旨も入っております。

○LINE（兼保） ありがとうございます。おそらく各地域によってそういう法律があったり、なかったりということもあるとは思いますが、例えば事故報告みたいなものであれば、私たちがメインでやっている4カ国の中で、日本以外で当局への通知が必要になったケースはございません。

○大谷構成員（PF研） わかりました。ありがとうございます。事故がないとかいうこともあるのかもしれないんですけども、もし何かそういう情報がありましたら、ぜひこの会にもお寄せいただければと。今日なかったとしても、後日でもお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○相田主査 では、続きまして、ヤフーさん、お願いいたします。

○ヤフー（畠） 業務改善命令と罰則については、ぜひご専門の方々にご議論いただければと思いますが、そういった業務改善命令ですとか、罰則を受けられるものとしての代理権を有する代理人を日本に設置するということが必要なのではないかと考えております。

以上です。

○大谷構成員（P F 研） 代理人ですね。

○相田主査 はい、よろしゅうございますでしょうか。

では、ほかにございましょうか。森構成員、お願いします。

○森構成員（P F 研） はい、ありがとうございます。私はコメントのみです。事務局でおつくりいただいた資料と、ヤフーさんの資料を引用して申し上げようと思います。事務局資料1の8ページで、適用を検討すべき電気通信事業法の規律、規律の適用対象、規律の実効性の確保となっております。この1番目と2番目を一緒に、まずは申し上げようと思うんですけれども、やはり最近、包括検証でもしばしば出てきましたが、設備からサービスへということはしばしば言われるところで、これは皆様、共通のご理解だと思えます。

そうだとしますと、電気通信事業法もやはり設備からサービスへ、そういう状況に応じた形であるべきです。今のところ、非常に設備が強調された形になっていて、定義の規定も電気通信というものはありますけれども、それ以降は電気通信設備の概念を基礎にして定義が規定されているということかなと思います。

ただ、今後は、やはりサービスに移ってくるわけですので、そういう意味では、電気通信事業法も設備をもとにした電気通信事業者の規制法から、電気通信サービス、電気通信役務の利用者の保護の法律に変わるべきなのではないかなと、私は思っております。

そういう観点からすると、これがヤフーさんの問題意識にも合っていると思うんですけれども、資料でお示しいただいている1番目と2番目については、2番目の規律の適用対象については、それは日本でサービスを提供している事業者、厳密に言うと居住者にサービスを提供しているということになるんでしょうか。国内にある者に対して電気通信役務を提供する者が、原則として全て対象になるだろうと思います。

規定ですけれども、やはり規定も電気通信役務の利用者の保護ということですので、それは電気通信役務の円滑な提供、利用者の保護ということに関する規定は、原則として全て適用されるべき。国外の事業者であっても、国内にある者に対して電気通信役務を提供する事業者については適用されるべきと思いますので、そういう意味では、ヤフーさんの資料の5ページに書かれていることは、ほぼ私は賛成というか、全くこちらにお書きになっているご趣旨も同じなのかなと思います。理想としては全て適用する。差があるのであれば、その違うことについて根拠が示される。除外されるものがあれば、

それは除外されるべき理由が必要だということなのかなと思います。

行ったり来たりして申しわけないんですけども、先ほどの資料1の8ページ目をもう一度お示しいただきますと、この3番目に規律の実効性の確保、難しい問題があります。これは、やはり難しい問題ではあり続けるのかなと思いますが、2点、申し上げておきます。電気通信事業法ではないんですけども、これまでいろいろなところで、いろいろな公法の域外適用に関する議論というのはなされてきたわけです。

消費者保護、例えば特商法だとか、あるいは消費生活安全法だとか、そういうものについて域外適用というのは検討されてきたわけですけども、常に実効性は問題になってきたわけです。ただ、実効性の問題というのは、これは規律を適用すべきかどうかということとは別の問題で、適用すべきかどうかの議論の後に出てくる話で、実効性がないから適用するのをやめるという方向には働くべきものではない。その意味で、実効性と適用すべきかどうかというのは切り離されるべきであるということが1点。

それから、もう一つは、これはもしかしたら、日本固有の事情なのかもしれませんがけれども、例えば行政が行政指導をする、あるいは調査をする、それだけでは全く違法性ということとは明らかにならないわけですけども、それによって国外の事業者の振る舞いにインパクトを与えるということはしばしばあります。

例えば公正取引委員会が国外のプラットフォーマーについて、独占禁止法の調査をする、最恵国条項をどう考えるかということについて調査をしますと、それによって国外の事業者が最恵国条項の使用をやめるということも報道されています。そういった適用するということになれば、それは実効性、外国の政府と連携して、そういったレベルの高いことというのものもあるわけですけども、それだけではなくてできることというのはあるわけです。それによって、消費者の保護とイコールフィッティングが守られる面もありますので、まずはできることからするという事で、実効性の工夫は必要ですけども、それほど強くご心配いただくことでもないのかなということが、2点目です。以上です。

○相田主査 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○中村構成員（グローバルWG） 今の、僕も電気通信事業法が設備からサービスに移るべきだということはずごく合意なんだけれども、1つ、サービスとはどう定義するのかと。例えばヤフーさんだとか、LINEさんだとか、多くのお客さんを持っているものもありますし、例えばどこぞの大学の学生がウェブページを上げて、何かおもしろい情報提

供をしていた。これもサービスなのか。

サービスをしている事業者というのをどう定義して、どういうふうにこの規制というか、何らかのこの法律を適用していくのかというところが、すごく難しいんだなと思うんです。

もう一つは、何かの定義に当てはまらないと、日本ではサービスできないとなってしまうと、逆に新しいイノベーションが生まれてこない。例えば日本の人たちがそのサービスは受けられない。日本ではやってはいけないという話になってしまうと、またおもしろくないなど。

森先生にお伺いしたいのは、このサービスというのをどう定義していけば、うまく利用者にとっても納得できるし、それから、実際にサービスを提供されている、例えばヤフーさんだとか、LINEさんだとか、日本で届出をされている方というのもいらっしゃるわけだけれども、そういう方々も納得した形で、公平な規制を実施できるのかというあたりをぜひお伺いしたいんですけれども。

○森構成員（PF研） ありがとうございます。何が電気通信サービスかということで、それはすごい難しい問題です。要は、電気通信設備を他人の……。定義されているわけなんです、それは難しい問題だと思いますし、利用者保護のために、広く、包括的に決められている面もあると思います。ご案内のように、電気通信事業参入マニュアルによって説明はされていますけれども、私も何度も読みましたが、なかなか頭に完全に入っているかという、そんなことはない。部分的にはもちろん入ってしまっていて、それによって本業の仕事がしっかりできているわけなんです、それは弁明しておきたいと思えますけれども、読めばきちんとわかるわけです、頭には完全に入っていないんです。

なので、そういう意味で難しい概念であって、それ自体、グレーゾーンがどうしても出てきてしまっているところではあると思うんです。ただ、1つ、申し上げるべきは、そこにおいて国内の事業者と国外の事業者に差があっているのかというところはあると思います。ですので、もちろん、そんなの困るじゃないかと、よくわからないと。それは、内外を問わない話で、そこはやはり国内にある者に対してサービスを提供するのであれば——日本の場合そこは非常にクリアで、日本語でサービスを提供するということは、日本の居住者に対してサービスを提供するということになるわけですので。その場合に、若干難しい電気通信事業者とは何かという問題に、それは海外の事業者であっても触れていただいて、同じ立場でサービスを提供していただくというのが本筋ではない

かと思えます。

○相田主査　ほかにいかがでございましょう。では、今のに関連して、私からも森先生に質問させていただくとすると、例えばX国でX国の国民に提供されている通信サービスで、これはとても通信の秘密もあったものじゃないというので、それをそのまま日本に持ってくると、とても受け入れられないようなサービスなんだけれども、X国の事業者が日本国内にいるX国民に対してだけサービスしますということをうたったら、これはそもそも利用の公平性とかいうのにはもろに反することになるんだけれども、それは一切受け入れられないのか、X国の国民に対してだけサービスするならばOKとするのか、このあたりはいかがなものなんでしょう。

○森構成員（P F 研）　ありがとうございます。ほんとうにあらゆるレギュレーションにおいて、何が日本においてサービスを提供する、何が国内にある者に対してなのかというのは問題になるわけです。例えば、今おっしゃったようなことだと、そもそも国内にある者でいいのか、日本国籍なのかというのは今後考えないといけないことだと思いますが、およそ日本語のサービスではないということだと思います。

そうなってくると、実は密かに日本の居住者向けに提供されていたとしても、なかなか実際には捕捉のできないことではないかなとは思えます。

○相田主査　はい。ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

中村構成員。

○中村構成員（グローバルWG）　ちょっとよろしいですか。例えばヤフーさんとか、LINEさんにお伺いしたいのは、今サービスという観点で、次にデータという観点で少しご質問したいんだけれども。国によってデータの取り扱いが違おうと。今回、GDPRみたいな、ヨーロッパのEUの世界が出てきたわけだけれども、こういうデータの扱いが国によって違ったときに、事業者としてはどのように考えてられるんですか。

例えばデータをEUから出さないとか、日本から一切出さないとかいうような話もあるのかもしれないですけども、この辺、少し具体的に今どうされているのかとか、実は困っているとか。例えば中国にデータセンターがあって、そこにデータがあったときに、きっと中国政府としては、例えばさっきレギュレーション、法の執行……。

LINEさんは、国の法的なリクエストがあればデータを出すとされているわけだけれども、こういうようなものというのは国々によって違う。というわけで、データ視点で見たときの扱いについて、どのようにお考えになっていて、どういう問題があるのかとい

うところを、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○相田主査 ヤフーさんのほう？

○中村構成員（グローバルWG） 両方ですね、LINEさんも。

○相田主査 じゃ、順にお願いします。

○中村構成員（グローバルWG） ヤフーは日本だけか、もしかして。

○ヤフー（畠） ご認識いただいているとおりで、ヤフージャパンはアメリカの会社からライセンスを受けておまして、ジャパニーズマーケットでしかビジネスはできないということになっていますので、そういった問題はなかなか発生しにくいかと。

○中村構成員（グローバルWG） 確かに。

○相田主査 じゃ、LINEさんのほう。

○LINE（兼保） LINEです。ご質問ありがとうございます。非常に難しい問題でございまして、基本的には、グローバルなデータ保護法に対応しているというのが基本でございまして。GDPR等も見ております。

データの大半が正直、日本にあるんです。ですので、さっきの警察みたいなものに関しても、日本の警察に問い合わせさせていただいて、警視庁からうちに連絡があって、出すとか、出さないとかいう整理をしているんです。ですので、現地法でいかにデータにアクセス権があろうと、やっぱりインターポールなりMLAT、2国間協定とかで捜査協力などの関係があるところに関しては、そういうルートで日本の警察に連絡が入って、弊社に来てという手続をとるという形になっております。

これは非常に難しいところで、さっきの何を電気通信事業者と言うのだとかにもつながってくるのかもしれないんですけれども、弊社も日本語と、英語と、幾つかの言語でサービスを出しておりますけれども、じゃ、これが聞いたこともない小国で何人かのユーザーが使っている。それは、そういう事実だったとして、そこの法律に全部準じなければならぬというかということ、そこはすごく程度問題みたいなところもあるんじゃないかなと思っているところはあります。

これは行って来いみたいなどころはあるのではないかなと、ちょっと思っております。国ごとに規制がでこぼこで、そこに関しては弊社もすごく悩んでいるところです。

○相田主査 ありがとうございます。吉川さん、お願いします。

○吉川構成員（グローバルWG） 私はコメントなんですけれども、やっぱり今日のお話は、事務局の資料の8ページの規律の実効性の確保、担保にもかかっているかなと思いま

す。特に国外の事業者はどうやって規律をきかせることができるかというのが非常に重要かなと思います。いわゆる域外適用というのは、私は法律に詳しくないですけども、やっぱりGDPRの影響力はすごく大きかったと思うんです。EUの個人情報保護ですけども、課徴金、あるいは制裁金が物すごい金額だということで、驚いて、みんなそれに合わせようとしたということかというと、あれが一種、世の中のゲームルールをつくったのかなと思います。

これは、私、政策的にはどうしたらいいかわからないですけども、この辺、影響力を持っているのが何となくEUのような気がして、たしか日本とEUでICTの対応をいろいろされていると思うんですが、ある程度同じようなルール基盤を海外と一緒につくっていくというのが、1つ重要なのかなと思います。これ、できるかどうかかわからないですけども、これはぜひ総務省のほうに検討していただけないかなと思います。

もう一つは、今インフラ輸出も結構やっていらっしゃるんですけども、一緒にルールの輸出というのもできないかなと。まだこれから個人情報保護とか、電気通信事業とかルール整備をしていく国が、新興国を中心にいろいろあると思いますので、その日本の制度がすぐれていると言えるかどうか、私はちょっとわかりませんが、同じような制度をぜひ入れましょうというインフラ輸出のパッケージというのも、今後考えていく必要があるのではないかなと思います。以上、コメントでした。

○相田主査　　ありがとうございました。

○生貝構成員（PF研）　　ありがとうございます。僕からは1つ、先ほど規律の適用対象についての相田先生と森先生のやりとりに関してコメントなのですが、やはり、外国の事業者様に日本の通信の秘密をはじめとする消費者保護のルールを適用していくということは、どこまで実効性というものを強度に見ていくかということとはともあれ、例えば深刻な事態が起こったときに何らの手だても日本側から出すことができないという状況というものを改善していく上で、先ほど森先生がおっしゃった趣旨とあわせて、まず、やはりしっかり規律対象にしていこうという全体的な議論に対して、私自身、非常に共感するところです。

そうしたときに、言語や頻度の観点を含め、日本のユーザーを明確に対象にしているものと、あるいは、そうではなくて、日本のユーザーも使ってしまうようなものをどのぐらい分けて考える必要があるのか。例えば私がプラットフォームの検討会で第1回に発表させていただいたeプライバシーレギュレーション案では、代理人の設置義務に関

しては、域内のユーザーに対するサービス提供がオケーショナルであったり、そのサービスの性質ですとか、コンテキスト、スコープ、あるいは目的に照らして、基本権に対するリスクというものが考えられない場合などには、その義務の適用対象外にするといったことも、最終的にどうなるのかわかりませんが、少なくとも途中からは入っているところであります。

この方たちにはこういう規律まで含めてしっかり守っていただきたい。他方で、ほかの広くプレーヤーさんにはそこまでは求めないけれども、このぐらいは守っていただきたい。ある種の域外適用ということに関しては、対話のしやすさというところも含めたグラデーション的な考え方というの、ある程度視野に入れていく必要があるのではないかと感じました。以上です。

○相田主査　　ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○石井構成員（グローバルGW）　非常に基本的な確認で、どなたにお伺いしたらいいか悩むところですが、議論の軸足について検討しておく必要があるかと思いました。事務局につくっていただいた資料1の8ページについて、現行の国内事業者向けの電気通信事業者も、その他の事業者向けの義務も、国外のプラットフォーム事業者に適用していくという軸足であるのか、あるいは設備から機能への変化に伴って、プラットフォーム事業者に適用すべきルールに沿って、国内の現行法の規律も変える必要が出てくるのか、その点についてお伺いできればと思います。

この点は電気通信事業者とは何かという議論とも関係してきますけれども、現行の国内法を海外の事業者にどこまで及ぼすことができるのかという観点と、そうではなく、国内の事業者への現行の規律も変える可能性があるのかという点です。この基本的な議論の軸足をどこに置くべきかについて認識を共有しておく必要があると思った次第です。

どなたにお伺いしたらいいかわかりませんが、今の方向性についてご示唆いただければと思います。以上です。

○相田主査　　事務局のほうから、まずお願いできますか。

○大内事業政策課調査官　　ありがとうございます。明示的に資料で記しているわけではございませんけれども、先生がおっしゃったものでいいますと、どちらかというところ前者の問題意識に立った検討なのかなと考えてございます。

といいますのは、我々が検討の前提としてございます昨今のプラットフォームの進展ですとか、2030年を見据えた市場環境の変化ということを見据えますと、国内の利

ユーザーが享受しているサービスとほぼ同等のサービスを、海外の事業者が提供しているというケースが増えている。それによって、国内の法律であれば守られている利用者の利益というものが、海外の事業者が提供者であることによって守られないおそれがあるのではないかという点が、そもそもの問題意識の出発点ではございます。ですので、必ずしも議論の枠組みを限定するという趣旨ではございませんが、そもそもの議論の出発点といたしましては、どちらかというところと前者の観点ではないかという思いがございます。

○相田主査　ただ、どこかに法の改正も視野に入れてという言葉が入っていなかったでしたっけ。

○大内事業政策課調査官　必要があれば、制度整備も視野に検討していただければと思いますし、その結論に沿いまして、政府でも検討を進めたいと考えているところでございます。

○相田主査　何か、これに関してほかのご意見をお持ちの先生。はい、森先生。

○森構成員（P F 研）　はい、ありがとうございます。全くほかの意見ということではなくて、今の内内さんのご説明のとおりなんですけれども、やはり設備からサービスへという変化によって、電気通信事業法自体が全体として変容を迫られていて、もしかしたら国内事業者に対するルールということ、これは全く石井先生のご指摘のとおりだと思います。

その中で、やはり一番強く問題性が意識されているところが、今回の域外適用の問題ではないかと思っておりますので、まずはこれを行っておきましょうと。これを、今回手を入れ、ほかのことにも、やはり設備からサービスへという変容に対する対応というのは問題になってくると思っておりますので、それはその都度少しずつ直して行って、最終的に電気通信事業法が少しずつ変わっていくということかなと思っております。

○相田主査　よろしゅうございますか。

○石井構成員（グローバルGW）　ありがとうございます。森先生がおっしゃったところ、まさにご指摘のとおりかと思っております。海外事業者でプラットフォーム事業者に適用するときに、プラットフォームレイヤー、ネットワークレイヤー、コンテンツアプリケーションレイヤーというように、いろいろなレイヤーをまたいでいるということが当初からの問題になっていたかと思っております。

日本の国内事業者に対する適用は、電気通信事業者、この範囲が問題だということは先ほど議論になったところですが、電気通信事業者に加えて、それ以外の事業者にも適用され

るものは何かという点については、いわゆる海外のプラットフォーム事業者に電気通信事業法を適用するときよりは、規律がはっきりしているのではないかという印象があります。

それに対して海外のプラットフォーム事業者に適用するとき、電気通信サービス、電気通信事業に類する事業を提供するときの適用範囲の問題。それから、レイヤーをまたいだサービスを提供するときの義務の切り分け、そういったものがかなり複雑になってくるのではないかなというのが、漠然とした問題意識としてあったということです。ありがとうございます。

○相田主査 ありがとうございます。ただいまの件に関して、あるいはほかの件でも結構ですけれども、ほかにご意見。

では、お願いします。

○寺田構成員（PF研） 今のにも多少関係はするんですけども、具体的な例を出したほうがわかりやすいので、例えばウェブの会議システム、zoomであったりとか、今国際会議でいろいろ使われてはいるんですが、例えば今までならあまり気にしなかったんですけども、録音はするとか、するのであれば、事前にみんなの同意をとれとか、こういったことが国によっては出てくるというのがあります。

欧米系ですと、お互いに何となく法律的なこともわかっていてやれるんですが、ここにアジア系の大きな国であったりとか、そういったところが入ってくると、今度はデータを向こうで持つておかないといけないんですよとかというような、おかしな話が出てきたりということで、日本の法律だけというよりは、もう少しハーモナイゼーションの中でということをそろそろ考え始めないと、一方的に自国の規定を適用と言うと、何か逆に法律同士でぶつかってしまうということが起こるのではないかなという心配を、少し始めています。

どなたに聞くというよりも、今ちょっと感じている状況ですので、ちょっとコメントとして。以上です。

○相田主査 ありがとうございます。もうお一人、大谷構成員。

○大谷構成員（PF研） ありがとうございます。事務局で整理していただいている資料1の4ページのところを見ますと、右側に海外プラットフォーム事業者の主なサービス領域というのがあります。これで、上から順に、ウェブ掲示板とか、検索サービスのところからちょっとはみ出して、電子メール、音声通話にはみ出している黄色い部分があ

りますね。

おそらくイメージとしては、ここの部分について何らかの電気通信事業者とイコールフィッティングになるようなルール、概念の設置などについては、おそらくコンセンサスがとれやすい部分だと思うんですけども、その部分を念頭に置いて今日の議論がなされているのかなと勝手に認識しております。

それにプラスして、重大事故の報告が義務づけられている事業者といった部分については、若干はみ出すところもあるのかもしれませんが。冒頭で宮内構成員がおっしゃっていたようなプロ責法における公然性を有する通信的なものについては、おそらく入りづらいところがあるのかなという認識でおります。電子メールですとか、音声通話ということ想定するのであれば、そこで生じている利用者利益に影響を与えるような重大な事故の捉え方、あるいは通信の秘密の保護の状況についての報告ですとか、実際にそれが適用されているということについての実効性を担保する方式というのは、やはり何らかのコンセンサスをとれるルールを検討していくことがさほど困難ではないのではないかなと想っているところです。

そこで、この黄色い部分をうまくはみ出す形で、資料4ページのところを用意していただいたのかなと想っているんですが、もちろんLINEさんからも説明があったように、ユーザー数がそれほど多くないというような場合には、日本における利用者保護の側面というのも、日本で、例えば重大事故の場合も、100万人以上の利用者がいる事業者に対して義務づけているものですから、やはり数人という程度のもの場合には、規制をかけることの合理性というのはあまりないのかなとも想っております。

日本の電気通信事業者、プラス事故報告が義務づけられている事業者が提供されているサービスと同等のサービスに限って、どんなルールがつかれるのかといったことについて議論ができれば、議論の集約ができるのかなと想って拝見していたところです。

あわせて教えていただきたいのが、事務局の考えている射程がどこら辺にあるかということも含めてですけども、先日、AWSの重大な障害が発生しました。AWSの場合には、基本的にはBtoCではなく、BtoBのケースが多いと思いますので、もちろん今法律で事故報告が義務づけられているという状況ではないと思うんですが、任意に障害の状況の報告を受けられる体制とか、現実的な対話というのがどの程度行われているのかということについて、現状がどうなっているかを教えていただければと思います。BtoBが中心のところについては、事業者間にある意味委ねているという実態があるの

であれば、そのようにおっしゃっていただければと思ひまして、ご質問させていただきたいと思ひます。以上です。

○相田主査 事務局でしょうか、これは。

○大内事業政策課調査官 適切な答えができるかどうかわかりませんが、いわゆる重大事故に相当するような障害等が生じた場合には、必要に応じまして我々のほうが電気通信事業者からの報告を受け、その内容について検証を行うということ、電気通信事業法に基づいて行ってございます。直接、当事者意識を持って自主的に報告される場合もありますし、我々のほうから確認をする場合もございます。または、そのサービスを使っている、まさにB to Bの場合ですけれども、他の電気通信事業者等から間接的に伺いするというのもございます。ケース・バイ・ケースでございますけれども、我々のほうで法律に基づいて状況の把握に努めているというのが現状でございます。

○相田主査 よろしいでしょうか。

○大谷構成員（P F 研） はい。

○相田主査 それでは、宍戸先生、お願いします。

○宍戸座長（P F 研座長・グローバルWG主査代理） 東京大学の宍戸でございます。本日は司会を相田先生に担当していただいたので、ふだんのプラットフォームサービス研究会と違って気楽に参加していただいておりますが、出てきた論点が幾つか方向を整理することが有用かと思ひます。

1つは、規律内容の問題でございます。これについて、LINEさんからご指摘があったのは、規律内容の明確化の問題。つまり、事業者にとって、一体全体、通信の秘密の保護であったり、電気通信事業法による行為規律の内容が一体何なのか。何をしたらアウトで、何をしたらセーフなのかということ、これを明確化するということがあったかと思ひます。

それと同時に、もう一つ、この場で構成員間で出た議論としては、規律内容のハーモナイゼーションです。内容自体をむしろ変えていって、海外事業者であれ、国内であれ、規律内容で守るべき行為の内容自体を変えていかなければいけない場面もあるのではないかと。あるいは、日本でまず規律内容をハーモナイゼーションしたものを海外に輸出する、サービス輸出と同時に制度輸出ということも考えられるのではないかとご指摘があったかと思ひます。

規律内容のハーモナイゼーション、あるいは過剰規制ないし過少規制を整理するという部分と、規律内容の明確化は重なる部分も多いのですけれども、一応概念的には分ける

れるものでございますので、少し整理したほうがいいのかと思っております。

これに関連して規律内容について1つ問題となりますのは、プラットフォームサービス研究会でこれまで議論してきております、通信の秘密及びそれに密接に関連するデータ保護の問題でございます。この点につきましては、我が国においては、ご承知のとおり電気通信事業法の通信の秘密にあわせて、個人情報保護法の規律があるところ、総務省において電気通信事業分野における個人情報ガイドラインで通信の秘密と並んで、電気通信事業分野における個人情報の保護についても一体的に規律をしている。実質的に申しますと、電気通信事業者が個人情報について取り扱う場合には、通信の秘密以外の個人情報についても、一般の委員会ガイドライン等よりはやや重目の規律がかかっている場合がございます。

これを改めて整理いたしますと、我が国では、電気通信事業者の通信というところから初めて、それについて通信の秘密があり、外に広がる形でガイドラインで重目の規律を電気通信事業者に課す部分があったところ、逆に、今現在問題にしているプラットフォームサービス、とりわけ海外事業者のプラットフォームサービスにつきましては、事務局ご提出資料の2ページ目ですけれども、ネットワークレイヤーではなくて、プラットフォームレイヤーからコンテンツアプリケーションレイヤーや、端末レイヤー、さらにはネットワークレイヤーへ、プラットフォームの事業範囲が拡張してきている。日本的に言いますと、一般的な個人情報保護のルールがネットワーク、今までで言うと通信の秘密の領域にいわば入ってきている。そこを、どういうふうに規律を調整し直すかという問題になってくるだろうと思います。

したがって、プラットフォームサービス研究会のほうにおきましても、電気通信事業分野ガイドラインのあり方等について若干議論があるところですが、日本で域外適用を海外プラットフォーム事業者に対して行う。それも、通信の秘密だけではなくて、電気通信事業法の利用者保護にとって重要な規律を課すという場合に、このような通信の秘密以外の、しかし、それに密接にかかわるような個人情報についてどうするのか。

個人情報保護委員会の域外適用にお任せするのか、それとも電気通信事業法及びガイドラインの体系の中でも一定の手当てを行うのかということが、繰り返しになりますが規律内容の明確化及びハーモナイゼーションとの関係で問題になるだろうと思っております。長くなっていますが、これが1点目でございます。

2点目は、通信の秘密に限らず、電気通信事業法の消費者保護の規律を海外事業者に課

すということについて、既にこれまで幾つか論点が出てきたところでございます。1つは、設備ではなく電気通信サービスに着目するという点。2点目は、いわゆる標的基準の考え方でございます。日本の領域内の利用者に向けてサービスを打っている事業者であるという点。もう一つ、3つ目として問題になるのが、その事業者の日本国内におけるサービスの規模感、わかりやすく言うと利用者数であるとかになるのかと。

その3つの観点から、日本の電気通信事業法の規定の適用がある海外事業者の輪郭をつけていくということになるのかと思います。この関係で1点、コメントと、1点、質問がございます。1点目はコメントでございまして、大谷構成員から、サービスについてB to BかB to Cかというところで切り分けられるのではないかというご指摘がありました。この点については、今後シェアリングエコノミーとかが進んでくる中で、BとCの境界が曖昧化してくるということを考えてときに、B to Bだから一気に抜けるかというのは、ちょっと慎重に考えたほうがいいのかなど。

もともと通信の秘密については、個人情報でない法人情報でも、通信を利用している法人については、通信の秘密としての保障を受けるという整理をしてきたこととの関係でも、ここは少し慎重な整理、実態を見ていく必要があるかなと思っております。

この関係でのご質問は、ヤフーさんにお伺いしたいところでございます。日本の電気通信事業法の域外適用を受けるべき海外事業者として、日本の社会の構成員に対して通信サービスを提供している事業者であるということに加えて、事業者の規模感、どのぐらいの大きさの事業者であれば、そういう義務を課すと考えるのか。そうではなくて、事業者の規模は問わずに、観念的には電気通信事業法の規定の適用を受けると考えるべきなのかについて、ヤフーさんがどうお考えか、お伺いしたいということでございます。

もう一点だけ、LINEさんにご質問があるので、それで終わりにしたいと思います。LINEさんにお伺いしたいのは、海外事業者に対して、日本国に代理人の設置義務を課すかどうかという点について、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、明確なお考えがあるのか、ないのか。ここについて、もしあれば、お伺いしたいと思います。

○相田主査　では、ヤフーさんからお願いできますでしょうか。

○ヤフー(畠)　ジャストアイデアですが、もしどこかの規模感で線を引かなければいけないのであれば、重大事故が発生した場合の報告義務において例えば100万人といった基準があったと思うので、そういったものを1つの基準とするということもあるかと。

○相田主査　では、続きましてLINEさん、お願いいたします。

○LINE（兼保） はい、LINEです。外国の事業者が法定代理人みたいなのを国内に置くべきかどうかということなんですけれども、先ほどご説明した中に、GDPR等々を守るためにヨーロッパ圏に代理人を弊社としては置いていますという実績はあるものの、それがすごく機能しているかどうかという、何となく感覚としてどっちかなというところもあります。もろ手を上げて賛成という感じでもないような気がします。なので、賛成か、反対か、ちょっと一言で言いづらいなど。いいところもあるし、悪いところもあるだろうな、みたいな。事業者として法定代理人に置くことに負担も感じるし、言ってくればちゃんと誰かが対応できる体制ができていれば、それでもいいのかもしれないし。ちょっとここは、はっきりとした意見を持っておりません。

○宍戸座長（PF研座長・グローバルWG主査代理） ありがとうございます。

○相田主査 よろしゅうございますでしょうか。

では、ほかにいかがでございましょうか。吉川さん。

○吉川構成員（グローバルWG） 今回のLINEさんのコメントとも関係するんですけれども、日本企業が海外に出る場合を考えた場合、域外適用戦争みたいにあまりなあってほしくない。各国があまり域外適用をするのをやってほしくないという例が幾つかあります。例えば、IoTのサービスというのは、シンガポールでやる場合、うろ覚えですけども、たしかローミングをやる場合だけでも登録とかする必要があったと思うんです。

ローミングで入るときに、一々向こうで事業者として登録しなければいけないとかいう話があったりとか。それから、技適をとる場合でも、代理人をちゃんと設立しなさいというような国が何カ国かあるんです。これ、結構面倒くさいんです。ですから、各国の規制のハーモナイゼーションというのは、私はこれからもっと重要になるのではないかなとは思っています。

○相田主査 ほかにいかがでございましょうか。中村さん。

○中村構成員（グローバルWG） 今回の吉川さんの意見に非常に近いんですけれども、できれば法律でしっかり守るところと、それから、いわゆる事業者と政府がもう少しうまくハーモナイズできる世界というのをしっかり分けていく。例えば重大事故の報告というのはしてほしいというところはあるとは思いますが、いろいろな事故はとにかく報告してほしいわけです。

報告してほしいけれども、それを規制で、通信事業者なんだから報告しなきゃいけないという義務でやるのではなくて、報告してくれるような事業者として登録してくれたら、

例えば税制的にすごくよくなるんだとか、例えばおもしろいプロモーションができるんだとか。いわゆる、今まで電気通信事業法というのは、いろいろなサービス、例えば電波だとか、帯域だとか、いろいろなもので実は縛ってきて、有限なリソースをどう割り振るのか。そのためにこの通信事業者になりなさい、そのためにはこういうことをやりなさいとつくられてきたような気がするんですね。

これからインターネットの世界でさまざまなサービスが生まれていくときに、あまり規制したくない。でも、みんなとうまくコラボレーションしたいと思ったときのやり方は、何とか通信事業者として登録してくれたら、すなわち事故があったときには政府に報告してねとか、いろいろな連携をちゃんとしっかり決めて、こういう連携がとれる企業だったら、サービスだったら、何か印をつけて、それにベネフィットを与える。何らかのベネフィットを得られるんだから、じゃ、それを守っていきましょうという、2つのレベルに分けるべきなのではないかと。

なるべく電気通信事業法で通信の秘密だとか、そこが一番難しいところではあると思うし、プライバシーのところは難しいんだけど、コアのところをなるべく小さくして最小のセットにして、それ以外のところはコラボレーションできるんだというところをちょっと分けて議論したほうがいいのではないかと、僕はジャストアイデアですけども思いますということです。

○相田主査 はい、宍戸先生。

○宍戸座長（PF研座長・グローバルWG主査代理） 今、両先生がご指摘の点は、まさにプラットフォームサービス研究会でも、いわば規律について政府と企業間の共同規制的部分ということで、規制手法についても議論しておりまして、中間取りまとめにも書かせていただいているところがございます。この点については、多分後で生員構成員からいろいろご指摘があるのかもしれませんが。

ただ1点、共同規制に全部追いやり、直接的な法規制は基本的にミニマムにするということでもいいかどうか、これもやはり重大な論点がございます。日本国内で事業を行う以上、サービスとしてしっかりしたサービスであって、それで消費者がいわば市場の中できちんとした選択を行う。きちんとした、より質の高いサービスを提供する事業者であれば、国内であろうが、国外であろうが、消費者が選ぶ、そうでないものは落ちていく、それが理想だと思うんです。

その理想をおそらく達成するためにも——まさに最低限という言葉の意味合いにもよ

りますが、最低限、消費者保護という部分で規律として、サービスを提供する事業者に対してそろえておかなければいけない部分、はハードにきちんと守らなければいけない部分がある。その意味でも、ハードに法的にも守ってもらう部分と、いわば同じ法的であれ、自主規制ないし、共同規制で守る部分を、繰り返しになりますが、市場での適切な競争、イコールフィッティングを確保するという観点もあわせて、線を引いていかなければいけないという観点が必要ではないかと思っております。

○相田主査　ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

それでは、本日、この場でのご議論はこれで区切りをつけさせていただきますけれども、追加で、あれを聞いておけばよかったということがございましたら、事務局のほうまでご連絡いただければ、取りまとめて、本日プレゼンいただいたヤフーさん、LINEさんには、書面で後ほど質問させていただくことがあるかもしれませんので、その節はまたご協力よろしくお願ひできればと思ひます。

それでは、今後の予定等につきまして、事務局からご説明をお願ひいたします。

○事務局　はい、次回の会合につきましては、詳細、また後日ご案内させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○相田主査　それでは、本日の会合、これで閉会させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

— 了 —